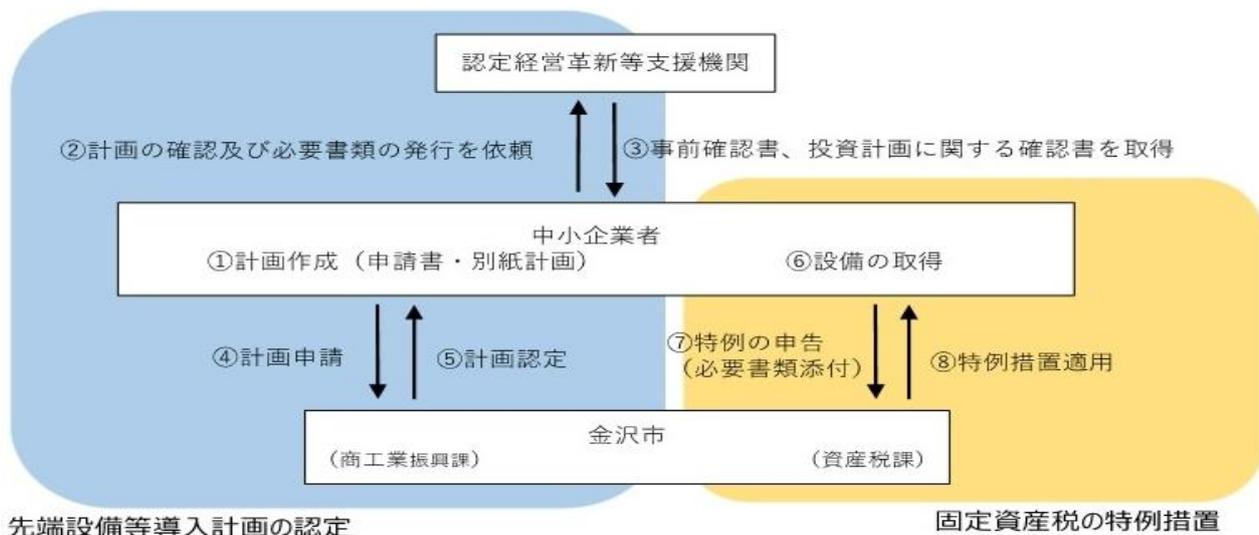


中小企業等経営強化法による支援について（令和5年4月1日以降取得分）

中小企業等経営強化法では、先端設備等を導入する中小企業者が、事業所のある自治体から「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、地方税法等の規定による固定資産税（償却資産）の特例措置、各種支援を受けることができます。

令和5年度税制改正により、計画及び特例の制度の内容が変わりました。令和5年3月31日以前取得の設備に対する制度とは要件や提出書類等が異なります。本書は令和5年4月1日以降取得の設備について解説しております。旧制度に関する詳細は金沢市固定資産税課ホームページに記載しておりますのでそちらをご覧ください。

1. 手続きの流れ（イメージ図）



先端設備等導入計画の認定について

計画の認定を受けるには、上図①申請書・別紙計画 ③認定経営革新等支援機関の事前確認書、投資計画に関する確認書に加え、提出書類チェックシートを商工業振興課に提出してください。リース契約の場合は、前述の書類に加えリース契約書及び固定資産税軽減計算書が必要となります。また、賃上げ方針を表明した場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を合わせて提出してください。申請書等の様式及び記載例は商工業振興課ホームページでダウンロードできますので、申請される事業者の方はホームページをご覧ください。

2. 計画認定手続きに係る注意点

- 「先端設備等導入計画」の認定前に設備を取得されると、計画認定や各種支援が受けられなくなります。
- 認定された計画について変更が生じる場合、計画変更申請・認定が必要です。

3. 固定資産税の特例措置に係る注意点

- 「先端設備等導入計画」と「固定資産税（償却資産）の特例措置」の対象者及び対象設備は要件が異なります。詳細につきましては資産税課ホームページをご確認ください。
- 継続して特例を受ける場合（2年目以降）は、特例チェックシートと申告書をご提出ください。

4. 固定資産税（償却資産）の特例措置の概要

| | |
|--------------|---|
| 特例措置 | <p>下記対象設備に対して新たに課税されることとなった資産の課税標準額が次の通り減額されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ方針の表明がない場合 3年間2分の1に減額 ・賃上げ方針の表明がある場合 ①令和6年3月31日までに取得…5年間3分の1に減額 ②令和7年3月31日までに取得…4年間3分の1に減額 |
| 対象者 | <p>先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち 地方税法附則第15条第45項に規定する中小事業者等（大企業の子会社・組合等を除く）（＝1月1日現在、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業者）</p> |
| 対象設備 | <p><先端設備の要件> 減価償却資産の種類（取得価額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具及び備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) <p>上記の設備は、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載されている必要があります</p> <p><その他の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に従って取得した設備であること ・労働生産性が年平均3%以上向上するもの・中古資産、ソフトウェアでないこと ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること |
| 設備取得期間 | <p>令和5年4月1日～令和7年3月31日まで ※認定書に記載の認定日以降の導入に限ります。</p> |
| 必要書類 （新規） | <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準の特例に係る届出書(金沢市様式)※1 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び計画（写）※2 ・先端設備導入計画認定書 ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する事前確認書(写) ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書(写) ・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート(金沢市様式)※3 【賃上げ方針を表明する（固定資産税の1/3軽減を受けたい）場合に追加】 <p>従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 【リース会社が特例の届出書を提出する場合に追加】</p> <p>リース契約書(写)、固定資産税軽減計算書(写)</p> <p>上記の書類を償却資産の申告書(法定期限1月末)に併せて提出してください。</p> |
| 必要書類 （継続） | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート(金沢市様式)※4 <p>上記の書類を償却資産の申告書(法定期限1月末)に併せて提出してください。</p> |

◎令和5年3月31日以前取得の設備は旧制度の必要書類を、令和5年4月1日以降取得の設備は新制度の必要書類をご提出いただくこととなります。

※1 ※3 ※4について

各書式は、新旧とも資産税課のホームページに掲載されております。ダウンロードしてご利用ください。

※2について

計画の変更申請を行った場合は、変更後の書類をご提出ください。

【問い合わせ及び書類の提出先】 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

○先端設備等導入計画に関すること 商工労働課 TEL:076-220-2205 FAX:076-260-7191

○固定資産税の特例措置に関すること 資産税課償却資産係 TEL:076-220-2158 FAX:076-220-2182